

教育職員免許状失効に係る官報への掲載漏れ等について

令和3年3月25日

高校教育課

1 概要

本年2月、文部科学省からの事務連絡を受け、過去40年間（昭和55年度～令和元年度）における教育職員免許状失効等事案116件に係る官報公告等の失効処理*について確認したところ、失効処理をしていない事案が3件あったことが判明した。

※ 失効処理…官報への公告、所轄庁・授与権者あて通知。

2 失効処理をしていなかった案件

(1) 事案の概要

事案	年度	事案の概要
1	H7	平成7年に放火等の罪により懲戒免職となった後、平成8年に禁錮以上の刑が確定したことにより教育職員免許状が失効。
2	H10	平成7年にわいせつ行為により懲戒免職となった後、平成10年に児童福祉法違反により禁錮以上の刑が確定したことにより教育職員免許状が失効。
3	H29	平成30年にわいせつ行為により懲戒免職となったことにより教育職員免許状が失効。

※ 教育職員免許法上、平成14年12月31日以前は、懲戒免職は情状の重い場合に限り取上げ処分の対象となっていたが、当県において取上げ処分を行った事案はない。なお、同法の改正により、平成15年1月1日以降は、懲戒免職により直ちに失効することとなっている。

(2) 失効処理が漏れた原因

いずれも、事務処理上の手続漏れが原因。

3 今後の対応

上記3件については、速やかに失効処理を行う。

今後の再発防止に向け、失効・取上げに係る所要の手続に係るチェックリストを整備し、失効処理の進捗管理を可視化する。